

令和6年度 第6回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年9月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第16号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第17号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場 竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

外村 和彦

松永 博文

井芹 康雄

伊佐 浩二

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

8 番 平井 豪

9 番 草場 竜一郎

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 励志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第6回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今年も、第6回の農業委員会の開催となります。台風10号、非常に私達心配してきたわけでありますが、長崎県寄りを通過いたしまして、熊本県には被害がほとんどなかったように思います。雨台風となったことで、雨の潤いになったと思います。私達、農業に携わるものとしては非常にうれしいことじゃなかったかと思います。それから最近のテレビ、新聞、情報等で皆さんも既に見聞きされていると思いますが、この農業委員の新聞を私持ってきましたが、コメの概算金が1万6千円から7千円ですと、全国的な部分で昨年からのコメ不足等でプラスになっているということで、私達農業者にも非常にうれしい話じゃないかと思います。1万6千円、7千円になれば、最終清算ではこれより2千円くらい上がるのではないかと思います。非常にありがたいことだと思っています。

それからこの関係、この中身に詳しく載っています。東京農業大学の鈴木宣弘先生という方が居られますが、この方は食料・農業・農村基本法の農水省の最初に作った時の座長を務められた先生です。この方がコメ余りについて詳しく内容が載っておりますので、見ていただければと思います。

まだまだ9月の中旬になったといえ残暑が非常に厳しいものがあります。日中は夏以上に厳しいところがあると思いますので、農作業等をされる場合は、くれぐれも体調には万全を期していただきたいと思います。

今日は、3条、5条、基盤強化法関係、最後に農政課の方で計画しております地域計画の地区別座談会についての話も若干あると思いますので、よろしく願いをしながら簡単ではございますが、冒頭の挨拶といたします。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、8番委員の平井豪委員と9番委員の草場竜一郎委員をお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

 議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速審議に入りたいと思います。

 議案第16号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

 それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

 議案第16号、農地法第3条許可申請書審議について。

 農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

 令和6年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

 以上になります。

会 長 それでは、審議に入ります。

 2ページをお願いします。番号1番について審議したいと思います。

 10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。では、説明します。

 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

 以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明します。

 申請地は赤色の部分です。こちらが乙女小学校、こちらに宇城鉄筋がございまして、今回の申請地は、宇城鉄筋から南西へ約260メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

 お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

 ①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は330日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の8月27日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口に1筆あります。

申請地には、夏季はキャベツ、冬季はニラの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

御意見ございませんか。

意見はないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。番号2番、3番は相手方が同一ですが、契約の種類が異なりますので、今回はそれぞれで審議したいと思います。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明します。

今回番号2番と3番は別々に審議しますので、番号2番のこちらの申請地についてご説明いたします。番号2番の申請地はこちらがJA上益城本所、こちらにJAライフサポート虹がございまして、JA上益城本所から北へ約380メートルのところに1筆ござい

ます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、3番委員の清住委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の8月27日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字白旗字村下に1筆あります。

申請地には、米・麦・大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、3番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員。

1 番 写真の説明をいいですか。なんか複雑みたいなんで。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局からお答えします。今回の申請地はこちら字村下の農地が申請になります。既にこちら畦がとってありまして、今回、所有権移転、譲受をされる方の農地がこちらの隣に2筆ございます。

1 番 こっちの方が亡くなられているということですか。こっちの相手方は生きておられる。この方は元々農協の方ですか。違う。

事務局 こちらの農地、■■■と◆◆◆は元々お父様のお名前で名義だったんですけども、今回亡くなられてお子さん方に。

会 長 そのほかになにかないですか。

ほかにはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
でご説明します。

今回、番号3番の申請土地はこちらにネッツトヨタ、こちらに木村のあられさんが
ございまして、木村のあられさんから西へ約400メートルのところに1筆ございます。
場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、3番委員の清住委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地
法上問題がないかを説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談さ
れ、了承を得られたので今回の申請となりました。では、申請された内容を農地法
に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理する
ことに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の8月27日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字白旗にある農地1筆です。

申請地には、米・麦・大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、3番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 先ほどと一緒に譲受人の方が新規就農ということで、新規就農の方に貸すということとは、親戚かなんかですか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局からお答えします。まず借りられる方がなぜ新規就農かということですが、ここの農地は元々借りられる方、耕作される方のお父様が貸し借りをされて契約をされていらっしやいまして、お父様が亡くなられてお父様がされていた農地を引き続き契約して、あともう1点境委員からご質問があったさっきの農地と離れているということですが、場所的には白旗の方でいらっしやって、さほど自宅から離れてはいらっしやれないと。

会 長 境委員よろしいでしょうか。その他になにかないでしょうか。

ほかにはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、こちらに熊本甲佐総合運動公園がございまして、今回の申請地は、安津橋から南西へ約500メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談さ

れ、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の8月27日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字船津にある農地1筆です。

申請地には、かぼちの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

会 長 ご意見ございませんか。

ご意見はないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン

で説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐大橋、マミコウロードが通っておりまして、こちらに野乃家さんがございます。今回の申請地は、こちらに野乃家さんから北北西へ約800メートルのところに7筆隣接してございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の8月27日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある農地7筆です。

申請地には、かぼす・栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 かぼす・栗を植えられるということなんですけれども、植えられたら調査なんかするんですか。

会 長 事務局

事務局 確認します。

会 長 そのほかになにかないですか。

ないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

9番委員の草場委員から説明をお願いします。

9 番 9番委員の草場です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
で説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに乙女橋がございまして、こちらに障がい者支援施設あゆの里がございます。今回の申請地は、こちらのあゆの里さんから南へ約200メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、9番委員の草場委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

9 番 9番委員の草場です。今回の申請は、譲受人名義の農地の一部が熊本県による県道宇土甲佐線の拡幅工事にかかるため、譲渡人の農地と代替してもらうということで申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。

通常は、現地調査を行った農業委員の方から現地調査の説明をしていただきますが、岡本会長には議事進行、草場委員は担当委員を務めて頂いておりますので、現地調査の説明は事務局にてご説明させていただきます。

今回は、県による県道の拡幅工事との兼ね合いのため、急遽今月3日に、岡本会長と草場委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請されている農地は、大字津志田にある農地1筆です。

申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、事務局から現地調査の報告。また、9番委員の草場委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員。

1 番 所有権移転無償というのはどうして無償になったんですか。譲渡人の方がまるまる損みたいな感じですけど。

会 長 事務局どうですか。

事務局 事務局から説明します。地図をご覧いただければと思いますけれども、今回、拡幅工事があるのがこちらの斜線があっているところです。元々が●●さんが持ってらした雑種地が矢印の先の部分が雑種地ございまして、この関わる一部を県が買われるという所です。こちらの元々持ってらっしゃる●●さんの雑種地と、今回、譲渡人の方の農地とをかえるというところで申請になっているんですけれども、実際所有権移転の無償ではないんじゃないかということですが、実際は無償ではないということだと思います。県道の拡幅工事が入らないと雑種地になっているんですけれども、この部分が残りますので、この部分は今回、譲渡される方の名義に代えられて、元々譲渡人の名義だった農地を今回、譲受人さんに交代されるということで聞いています。

2 番 あその土地は全然かまっていないところの土地だったんでしょ。

10 番 それを片付けたんだけど、一枚だけ売れても後ちょっと残っていたんですよ。そこがどぎゃんかったか分からんけれども、向こうの方の下新地の方の取り入れ口があるんです。用水路のその辺が残っちゃいる。そこがどうなっているのかも知りたいですよ。あそこに何筆かあつとですよ。そのうちの三角側が1筆でそこに砂利の選別場があった。そこを片づけてその後を整備しようとしたけどその三角部分だけ残っています。別の人が買ってそこに店を作ろうという話があります。キャンプ用品のね。そしたら100%広くならないんですよ。

2 番 分かりました。地震の時、道がずっと広がってきたけどあそこだけは触れないという形で。

12 番 代替地の田んぼと広さの割合はどのくらい。

会 長 事務局わかる。

事務局 そこまで詳しくは確認できていないです。

会 長 ほかになにかございませんかね。

ほかにはないようでございますので採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第17号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、9ページをお願いします。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番についてを審議したいと思います。

それでは、1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番

1番委員の境です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局

それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料の10ページに添付しておりますけど、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。まず上の方右から左に緑川、日和瀬橋、国道443号線がこのように通っておりまして桜の丘さんがこちら。今回の申請地が桜の丘さんから東へ約510メートルのところに今回の申請地がございます。場所については以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番

1番委員の境です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、「個人住宅」を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか

どうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接しており公共投資の対象となっていない、広がり10ha以下の農地であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請農地に代えて周辺の他の土地を供する事により、その申請に係る事業の目的を達成する事ができる場合」には許可できませんが、他に適地は無いと思われるため例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「融資証明書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「整地程度で、土砂の流出には十分に配慮する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。
2 番 2番委員の長野です。

先月の8月27日に会長、清住委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字西寒野字平谷にある集落に接した農地2筆で、第二種農地に該当し、他に適地は無いと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、1番委員の境委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、他に適地は無いため「転用は可能と判断する」との説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

ないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付します。

続きまして、番号2番を審議したいと思います

それでは、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。

それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料の11ページに添付しておりますけど、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。真ん中左側、こちらが竜野ふれあい広場、竜野川がこのように通っておりまして、こちらに龍野小学校、こちら赤く示した所が今回の申請地になります。龍野小学校より北東へ約580メートルのところに今回の申請地は位置しています。場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、「個人住宅及び建設機材置場」を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接した、公共投資の対象にはなっていない農地ですが、広がり10ha以上あるため、第一種農地に該当すると思います。

②については、第一種農地の転用は原則許可できませんが、集落に接しており、他に適地は無いと思われるため例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「事前審査結果書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「整地程度で、土砂の流出には十分に配慮する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の8月27日に会長、長野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字上早川字大原にある集落に接した農地で、第一種農地に該当しますが、他に適地は無いと思われるため、転用は例外的に可能だと思います。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のロ」に該当するものの、例外規定の「集落接続」に該当するため「転用は可能と判断する」との説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 今、樹木が植っているんですけど、これを全部伐採して新規に新しい家を建てるということですかね。建設資材置場なんかも作るという事で、事務所なのも作る。
仮に建設資材置場だけ。

会 長 事務局お願いします。

事務局 申請された方は自営業者で、会社組織ではなく自宅で事務とかされていて、それに伴って必要な重機と資材と事業用の車両もおいて、その隣が自宅という申請内容です。別に事務所という建屋は申請の中には入っていません。

会 長 ほかになにかないですか。松本委員。

4 番 譲受人と譲渡人は親戚関係かなんかですか。金額が安いみたいですけど。

会 長 事務局。

事務局 地権者さん、それと今度譲受される方とお話をされて、お互い納得された金額と思います。

会 長 松本委員いいですか。ほかになにかないですか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付します。

会 長 今35分ですので、45分まで休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

会 長 再開をいたします。

それでは、続きまして、基盤強化法に入ります。議案第18号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第18号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

13ページをお願いいたします。

甲農第863号、令和6年8月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の14ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第6回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について10年の田が1筆の1,968㎡となります。

賃借権の新規については、10年の田が11筆の9,472㎡となります。

使用貸借権の再設定については、今回はございません。

使用貸借権の新規については、10年の田が1筆の216㎡となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が13筆の11,656㎡となります。

その他、所有権移転については、田が7筆の7,045㎡となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長

それでは、15ページをお願いします。

議案第18号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番から番号4番までは相手方が同一で、契約の種類も同一なので、一緒に審議したいと思いますが、番号2番の案件の申請人（譲渡人）は、農地利用最適化推進委員の西村盛一推進委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（西村盛一推進委員、退席）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号1番・2番の申請地についてはお手元の資料P18ページに、番号3番・4番については、P19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず番号1番の申請地の説明をいたします。こちらに日和瀬橋、こちらに桜の丘さんがございまして、番号1番の申請地は日和瀬橋から南西へ約35メートルのところに1筆ございます。続きまして番号2番の申請地は日和瀬橋から南東へ約630メートルのところに1筆ございます。続きまして、申請番号3番と4番の地図の説明をいたします。番号3番の申請地につきましては、こちらが木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございまして、番号3番は木村のあられさんから北東へ約660メートルのところに3筆ございます。番号4番は申し訳ございません、こちらに西へと書いていますけれども、木村のあられさんから東へ約430メートルのところに2筆このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番から番号4番の相手方は、認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地にも加工用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 前回も事務局の方に聞いたんですけども、この譲受人ですね。今後どのくらい増やせられるのか、その辺のところを確認されたのか、それと米の値段が上がっているんですけども、10アールの単価ですね、これは今後変化とかは交渉で出来るんですか。

会 長 事務局2点お願いいたします。

事務局 まず境委員から質問されました今後どのくらいまで規模を増やそうと考えておられるかということなんですけれども、具体的にどのくらいの規模を増やされたというのは申し訳ございません、確認ができておりません。賃借料についてなんですけれども、その農地のコンディションですね。場所とか手のかかり具合、法面に近いところだと草が生えやすいというところで除草にも手が掛かるという事で、そういったことも含めて水が引きやすいとかそういったところも含めて、大体反当たり1万2,000円か1万4,800円で値段は、貸し借りの交渉はされていると伺っております。

1 番 今は決まっているんですけども、今後こういうのは交渉で、公社を通して値段を上げたりなんかはできるんですか。

事務局 賃借料については話し合いをされて決められますので、そこは交渉はできると思います。

1 番 今後、土地の値段とかそういうので上げたりとかできる。色んな土地の値段があがったりすると、こういう賃借料も交渉ができるのかなと思って。

- 会 長 そのほかにはなにかございませんか。伊豆野委員
- 5 番 会社の事業規模としてはどのくらいの数でやられているのですか。何人ぐらいでやられているのかなと。
- 3 番 従業員は7名ぐらいおります。天草から産山、産山では10町くらい作って、じゃがいも作りやっています。機械もみんな買って、草刈りなんかはシルバー人材センターを使いながらやっているような感じで。地域のやり方に沿ってやっている。地域似合ったやり方でやっていこうという考え。
- 5 番 今、作付けを増やされているので、何人ぐらいやられているのかなと思って。
- 1 番 うるちの中にもち米が入ると思うんですけども、感覚的にもち米は収穫が遅いと思います。そういう場合、落水とかそういうところで問題は発生しないんですか。
- 3 番 今はもち米は違うんですね。
- 会 長 ほかになにか無いですかね。
- 推進委員 3番4番について、以前は個人が小作でやっていたんですけども、これに大豆の間にとか入るととですよね。これが、水管理が悪いので大豆の中がぐちゃぐちゃです。許可してもらうとはよかですが、考えてもらえないかなと思って意見を言いました。大豆耕作者はやおいかんです。
- 会 長 その件だけど、法人で言ったことある。
- 推進委員 まだ言ってないです。
- 話はするけど、言っているんです。個人じゃなかなか言えんけんですね。代表して言うしかなかかなて。
- 3 番 それは言ってよかです。
- そして大豆、今年からみんなで集団でしとらすところにも大豆は植えてあるんですね。ああいう形で入れこんで、大豆は大豆でしていけばできるとじゃないですか。そして今回は緊急だったけんですね。バタバタした感じできたけん、●●●さんも困ったのもある。個人で言うのは。その辺の十分話し合いをしてされた方が一番いいんじゃないかと思うんですけども。
- 推進委員 これ以外にもまだ出てよるみたいですからね。困ったもんとは思ひよる。
- 3 番 その辺が話し合いをしながらしていかと、社長は分かっところから。
- 推進委員 社長だけ分かっけていてもなんらなんです。するもんがですね。
- 3 番 だけん工場長に言といい。
- 推進委員 嘉島みたいに用水系統ごとに大豆を植える所は大豆と、強制的に米ば植えさせんように決めればよかとに。
- 推進委員 ●●はずっと大豆で言とったです。今度、水張が出てきたでしょう。個人個人です

るけんね。

会 長 他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番から番号4番については、原案のとおり承認いたします。

西村盛一推進委員の入室を認めます。

続きまして、番号5番から番号8番は相手方が同一ですので、一緒に審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。申請地は赤色の部分です。

こちらにマミコウロードが通っておりまして、こちらが野乃家さんでございます。今回の申請地は野乃家さんから北東へ約1.1キロメートルのところに5筆、このようにまとまって隣接してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号5番から番号8番の相手方は、新規就農予定者で、主にトマト、ミニトマトの作付けをされる予定です。これまで、宮崎県五ヶ瀬にあるトマト農家で4年間の修業を積まれ独立を希望し、農地を探していたところ、甲佐町上早川地区で農地を貸して下さる方が見つかったため、今回の申請となりました。

現時点ではまだ、譲受人ご自身のお名前で耕作されてはおりませんので、耕作面積はゼロとなっておりますが、今回の申請地にも、トマト、ミニトマトの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 多分ミニトマトとトマトでハウス栽培と思われますけれども、水関係はどうされるんでしょう。井戸から掘られる、そういうところが分かりますか。

事務局 申し訳ございません、そこは確認しておりませんでした。

1 番 もう1点はやっぱり山手なんで、鳥獣害とか新規就農でされる場合はその辺も教えとったほうがいい。

会 長 今発言があったところ、相手方にしっかり言っというて。
事務局 分かりました。

会 長 そのほかになにかないでしょうか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号5番から番号8番については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、17ページをお願いします。

番号9番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地はこちら赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が通っておりまして、こちら木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございます。今回の申請地は木村のあられさんから東へ約260メートルのところに3筆点在してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号9番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米・麦・大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。田上さんどうぞ。

推進委員 ●●さんの年齢が79歳なんです。それで後継者なんか居られるんですか。

会 長 後継者居ます。

推進委員 一緒に営農されている、分かりました。

会 長 事務局。

事務局 息子さんがご近所にお住まいでいらっしゃって、ゆくゆくは息子さんに引き継いでいくということで伺っております。以上です。

会 長 そのほかになにかございますか。

他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号9番については、原案のとおり承認をいたします。

番号10番について審議したいと思います。

この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに申請地の地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤の部分です。こちらに甲佐大橋、町民センター、コウサ生コンさんがございまして、今回の申請地は町民センターから北へ約280メートルの周辺に3筆、町民センターから南へ105メートルのところに1筆、4筆このように点在してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号10番の相手方は、認定農業者で、主に米・飼料用稲の作付けをされています。今回の申請地には米・飼料用稲・ゴーヤの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問ございませんか。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号10番については、原案のとおり承認をいたします。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了いたしましたので、事務局へバトンタッチします。

事務局長

皆さんお疲れ様でした。それではこれを持ちまして第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

8 番

9 番